

就労系サービス

①就劳移行支援

就労移行支援事業の安定的な事業実施



就労移行支援事業所の利用定員規模の見直し

- 利用定員規模を見直し、定員10名以上からでも実施可能とする。

支援計画会議実施加算の見直し

- 地域の就労支援機関等と連携して行う支援計画会議の実施を促進する観点から、会議前後にサービス管理責任者と情報を共有することを条件に、サービス管理責任者以外の者が出席する場合でも加算の対象とする。
- この加算は地域の就労支援機関等と連携することにより、地域のノウハウを活用し支援効果を高めていく取組であることから、名称を「地域連携会議実施加算」に変更する。

【現行】

【支援計画会議実施加算】583単位/回
(1月につき1回かつ1年につき4回を限度)

- ・算定に当たっては、サービス管理責任者の会議参加が必須。

【見直し後】

【地域連携会議実施加算】(Ⅰ) 583単位/回

- ・算定に当たっては、サービス管理責任者の会議参加が必須。

【地域連携会議実施加算】(Ⅱ) 408単位/回

- ・利用者の状況を把握し、支援計画に沿った支援を行う職業指導員、生活支援員又は就労支援員等が会議に参加し、会議の前後にサービス管理責任者に情報を共有した場合に算定。

※算定は(Ⅰ)(Ⅱ)合わせて1月につき1回かつ1年につき4回を限度とする。



②就労継続支援 A 型

スコア方式による評価項目の見直し

- 経営状況の改善や一般就労への移行等を促すため、スコア方式による評価項目を以下のように見直し。
 - ・ 労働時間の評価について、平均労働時間が長い事業所の点数を高く設定する。
 - ・ 生産活動の評価について、生産活動収支が賃金総額を上回った場合には加点、下回った場合には減点する。
 - ・ 「生産活動」のスコア項目の点数配分を高くするなど、各評価項目の得点配分の見直しを行う。
 - ・ 利用者が一般就労できるよう知識及び能力の向上に向けた支援の取組を行った場合について新たな評価項目を設ける。
 - ・ 経営改善計画書未提出の事業所及び数年連続で経営改善計画書を提出しており、指定基準を満たすことができていない事業所への対応として、新たにスコア方式に経営改善計画に基づく取組を行っていない場合の減点項目を設ける。

【現行】

評価指標		判定スコア
労働時間	1日の平均労働時間により評価	5点～80点で評価
生産活動	前年度及び前々年度における生産活動収支の状況により評価	5点～40点で評価
多様な働き方	利用者が多様な働き方を実現できる制度の整備状況とその活用実績により評価	0点～35点で評価
支援力向上	職員のキャリアアップの機会を組織として提供している等、支援力向上に係る取組実績により評価	0点～35点で評価
地域連携活動	地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労等により働く場の確保等地域と連携した取組実績により評価	0点～10点で評価

【見直し後】

評価指標		判定スコア
労働時間	1日の平均労働時間により評価	5点～90点で評価
生産活動	前年度及び前々年度における生産活動収支の状況により評価	-20点～60点で評価
多様な働き方	利用者が多様な働き方を実現できる制度の整備状況により評価	0点～15点で評価
支援力向上	職員のキャリアアップの機会を組織として提供している等、支援力向上に係る取組実績により評価	0点～15点で評価
地域連携活動	地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労等により働く場の確保等地域と連携した取組実績により評価	0点～10点で評価
経営改善計画	経営改善計画の作成状況により評価	-50点～0点で評価
利用者の知識及び能力向上	利用者の知識及び能力の向上のための支援の取組状況により評価	0点～10点で評価

I 労働時間

《主な変更点》

- 「1日の平均労働時間」に応じた点数の変更

- 平均労働時間の合計数の算出の対象にならない利用者の追加（通常の事業所に雇用されている利用者であって、一時的に利用している者）

※変更部分は下線部

I 労働時間	(評価要素)
1日の平均労働時間の状況	・1日の平均労働時間
(評価の視点) 「1日の平均労働時間」が長いほど、利用者の賃金増加につながることや、支援コストがかかると考えられるため、「1日の平均労働時間」により評価。	
(評価方法) 前年度において、雇用契約を締結していた利用者※の労働時間の合計数を当該利用者の合計数で除して算出した事業所における1日当たりの平均労働時間数によって8段階の評価を行う。	
【現行】	
7時間以上	: <u>80点</u>
6時間以上7時間未満	: <u>70点</u>
5時間以上6時間未満	: <u>55点</u>
4時間30分以上5時間未満	: <u>45点</u>
4時間以上4時間30分未満	: 40点
3時間以上4時間未満	: 30点
2時間以上3時間未満	: 20点
2時間未満	: 5点
【見直し後】	
7時間以上	: <u>90点</u>
6時間以上7時間未満	: <u>80点</u>
5時間以上6時間未満	: <u>65点</u>
4時間30分以上5時間未満	: <u>55点</u>
4時間以上4時間30分未満	: 40点
3時間以上4時間未満	: 30点
2時間以上3時間未満	: 20点
2時間未満	: 5点
※ 通常の事業所に雇用されている利用者であって、一時的に就労継続支援A型を利用している者は除く。	

Ⅱ 生産活動

- 《主な変更点》
- 過去3年の生産活動収支に基づき、評価への変更

Ⅱ 生産活動

生産活動収支の状況

(評価要素)

- ・ 前年度、前々年度及び前々々年度における生産活動収支の状況

(評価の視点)

生産活動収支の状況が健全であることは、利用者の賃金確保、水準にも大きく影響することから、事業所の生産活動収支の状況に基づき評価を行う。

(評価方法)

【現行】

前年度及び前々年度の各年度において生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額（以下、生産活動収支という。）が、利用者に支払う賃金の総額以上であるかによって4段階評価の評価。

前年度及び前々年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額以上である。 : 40点

前年度の前年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額以上である。 : 25点

前年度の前年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額未満である。 : 20点

前年度及び前々年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額未満である。 : 5点

【見直し後】

前年度、前々年度及び前々々年度において生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額（以下、生産活動収支という。）が、利用者に支払う賃金の総額以上であるかによって6段階評価の評価。

前年度、前々年度及び前々々年度における生産活動収支がそれぞれ当該年度に利用者に支払う賃金の総額以上である : 60点

前年度及び前々年度の前年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額以上である。 : 50点

前年度の前年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額以上である。 : 40点

前年度の前年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額未満である。 : 20点

前年度及び前々年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額未満である。 : -10点

前年度、前々年度及び前々々年度における生産活動収支が利用者に支払う賃金の総額未満である : -20点

Ⅲ 多様な働き方

《主な変更点》

●評価項目8項目について、規定に定めている場合を1点と評価して、その合計に応じて3段階の評価とする。

Ⅲ 多様な働き方	(評価要素)
多様な働き方に係る制度整備状況	<ol style="list-style-type: none">① 免許及び資格の取得の促進並びに検定の受験の勧奨に関する事項② 当該就労継続支援A型事業所の利用者を、職員（利用者を除く）として登用する制度に係る試験等の手続、対象者の要件及び採用時期に関する事項③ 在宅勤務に係る労働条件及び服務規律に関する事項④ フレックスタイム制に係る労働条件に関する事項⑤ 1日の所定労働時間を短縮するに当たり必要な労働条件に関する事項⑥ 早出遅出勤務に係る労働条件に関する事項⑦ 時間を単位として有給休暇を付与又は計画付与制度の取得に関する事項⑧ 従業者が私的に負傷し、又は疾病にかかった場合の療養のための休暇の取得に関する事項
(評価の視点) 利用者の多様な働き方のニーズに対応できるかどうかは就労の機会の提供の観点で重要であることから、多様な働き方を実現できる制度の整備状況により評価を行う。	
(評価方法) 【現行】 <u>任意の5項目について規程等（就業規則その他これに準ずるものに限る。）で定めており、前年度において雇用契約を締結していた利用者の希望により当該5項目に係る制度を活用した実績があった場合に、各項目ごとに評価値を2（実績がない場合は1）として評価（最大10）した上で、その合計に応じて以下3段階の評価。</u> 8以上の場合：35点 6又は7の場合：25点 1以上5以下の場合：15点 【見直し後】 <u>評価項目について規程等（就業規則その他これに準ずるものに限る。）で定めている場合、1項目につき1点の評価とした上で、その合計に応じて以下3段階の評価。</u> 5点以上の場合：15点 3点又は4点の場合：5点 2点以下の場合：0点	

IV 支援力向上

《主な変更点》

●評価項目8項目について、取り組み実績に応じて1項目につき1点と評価して、その合計に応じて3段階の評価とする。

IV 支援力向上	(評価要素)
安心な職場環境の基礎となる支援力向上の取組	<ul style="list-style-type: none">① 職員の研修に関する計画に基づく障害者雇用、障害者福祉その他障害者就労に関する外部研修会等の参加又は外部講師による内部研修会の開催状況② 外部研修会等への講師派遣、学会等での研究発表又は実践報告の実施状況③ 障害者就労に係る先進的な取組を行う他の事業所等への視察若しくは実習への参加又は他の事業所等からの視察等の受入状況④ 販路拡大、事業拡大等に向けた展示会への出展、商談会への参加その他生産活動収益の増加に資するビジネスマッチングに係る取組の実施状況⑤ 昇給、昇格と連動した人事評価制度の整備状況⑥ 障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修の修了し、利用者の就労又は生産活動等の支援を実施するピアサポートの配置状況⑦ 前年度末日から過去3年以内の福祉サービス第三者評価の受審状況⑧ 国際標準化機構が制定したマネジメントシステム規格等の認証取得又は更新審査等の受審状況
(評価の視点) 職員が常に仕事に対して意欲的に臨めるようなキャリアアップの機会を組織として提供し、第三者の評価を踏まえて、支援環境の整備につとめることは、基礎となる職員の支援力を高め、利用者に対する支援の質の向上に繋がることから、支援力向上に係る取組の実施状況により評価を行う。	
(評価方法) 【現行】 <u>任意の5項目について、各項目の取組実績に応じて別に定める算定方法に従い評価値として各1～2として評価（最大10）した上で、その合計に応じて以下3段階の評価。</u> 8以上の場合：35点　6又は7の場合：25点　1以上5以下の場合：15点 【見直し後】 <u>各項目の取組実績に応じて1項目につき1点の評価とした上で、その合計に応じて以下3段階の評価。</u> 5点以上の場合：15点　3点又は4点の場合：5点　2点以下の場合：0点	

V 地域連携活動

《主な変更点》 なし

※ Vについては変更なし

V 地域連携活動	(評価要素)
地域連携活動の実施状況	<ul style="list-style-type: none">・地元企業と連携した高付加価値の商品開発や販売の取組の有無・施設外就労による地域での働く場の確保等地域と連携した事業や取組
(評価の視点) 事業所がその事業を展開する中で、利用者と地域との接点や関係を作り、地域での利用者の活躍の場を広げていくことは、利用者がそこで暮らし、自立した生活を実現していく上でも大切なことから、事業所における地域と連携した事業や取組（地域連携活動）の実施状況により評価を行う。	
(評価方法) 前年度に実施した地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労による地域での働く場の確保等地域と連携した取組について、当該取組をまとめた報告書を作成し、インターネットの利用その他の方法により公表するとともに、当該報告書において連携先である地元企業等から当該取組が地域連携活動である旨の意見又は評価が付されていることをもって評価する。 1事例以上ある場合 : 10点	

VI 経営改善計画【新規】

VI 経営改善計画【新規】	(評価要素)
経営改善計画の作成状況	・ <u>経営改善計画の作成及び提出の有無</u>
(評価の視点) <u>指定基準に従った適切な事業運営を行うことは、障害福祉サービス提供事業所として必須事項であり、利用者の賃金確保、水準にも大きく影響することから、事業所の経営改善計画の作成状況に基づき、スコアの減算方式を導入し、評価。</u>	
(評価方法) 【新規】 <u>経営改善計画の作成状況に基づき評価。</u> <u>経営改善計画を提出期限までに未提出の場合 -50点</u>	

VII 利用者の知識・能力の向上【新規】

VII 利用者の知識・能力の向上【新規】

利用者の知識及び能力の向上に向けた取組の状況

(評価要素)

- ・ 利用者の知識及び能力の向上のための支援の取組状況により評価

(評価の視点)

事業所が利用者の知識及び能力の向上を図ることは、利用者の一般就労に向けた意欲の創出や利用者の社会参加において、重要な取組であることから、その取組状況を評価する。


(評価方法)

【新規】

前年度において、就労継続支援A型事業所等が利用者の知識及び能力の向上に向けた支援を行い、当該支援の具体的な内容を記載した報告書を作成し、インターネットの利用その他の方法により公表していることをもって評価する。

取組が1以上ある場合 : 10点

【現行】

項目	点数	
I 労働時間	5点 ~ 80点	
II 生産活動	5点 ~ 40点	
III 多様な働き方	0点 ~ 35点	
IV 支援力向上のための取組	0点 ~ 35点	
V 地域連携活動	0点 ~ 10点	

【見直し後】

項目	点数	
I 労働時間	5点 ~ 90点	
II 生産活動	-20点 ~ 60点	
III 多様な働き方	0点 ~ 15点	
IV 支援力向上	0点 ~ 15点	
V 地域連携活動	0点 ~ 10点	
VI 経営改善計画【新規】	-50点 ~ 0点	
VII 利用者の知識・能力の向上【新規】	0点 ~ 10点	

③就労継続支援 B 型

平均工賃の水準に応じた報酬体系の見直し（B型）

平均工賃の水準に応じた報酬体系の見直し

- 平均工賃月額に応じた報酬体系について、平均工賃月額が高い区分の基本報酬の単価を引上げ、低い区分の単価を引下げる。
- 「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系について、収支差率を踏まえた基本報酬の設定。
- 多様な利用者への対応を行う事業所について、さらなる手厚い人員配置ができるよう、新たに人員配置「6：1」の報酬体系を創設。

(1) 「平均工賃月額」に応じた報酬体系

平均工賃月額
4.5万円以上
3.5万円以上4.5万円未満
3万円以上3.5万円未満
2.5万円以上3万円未満
2万円以上2.5万円未満
1.5万円以上2万円未満
1万円以上1.5万円未満
1万円未満

高工賃の事業所
を更に評価



基本報酬

加算

従業員配置 6：1（新設） 定員20人以下の場合

平均工賃月額	基本報酬
4.5万円以上	837単位/日
3.5万円以上4.5万円未満	805単位/日
3万円以上3.5万円未満	758単位/日
2.5万円以上3万円未満	738単位/日
2万円以上2.5万円未満	726単位/日
1.5万円以上2万円未満	703単位/日
1万円以上1.5万円未満	673単位/日
1万円未満	590単位/日



【目標工賃達成加算】（新設）10単位/日
目標工賃達成指導員配置加算を算定している事業所が、工賃向上計画に基づき、工賃が実際に向上した場合の評価。

重度者支援体制加算（現行） 22～56単位/日

(2) 「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系

従業員配置 7.5：1 定員	定員20人以下の場合 基本報酬	
	【現行】	【見直し後】
20人以下	556単位/日	530単位/日

従業員配置 6：1（新設） 定員20人以下の場合

定員	基本報酬
20人以下	584単位/日



基本報酬

加算

減算

ピアサポート実施加算（現行） 100単位/月

地域協働加算（現行） 30単位/日

重度者支援体制加算（現行） 22～56単位/日

【短時間利用減算】（新設）所定単位数の70%算定

利用時間が4時間未満の利用者が全体の5割以上である場合（個別支援計画で一般就労等に向けた利用時間延長のための支援が位置付けられ、実際に支援を実施した場合、又は短時間利用となるやむを得ない理由がある場合は利用者数の割合の算定から除外）

平均工賃月額の見直し（B型）

平均工賃月額の見直し

- 障害特性等により、利用日数が少ない方を多く受け入れる場合があることを踏まえ、平均利用者数を用いた新しい算定式を導入する。

【現行】

- 前年度の平均工賃月額の見直し方法は以下のとおり。
 - ア 前年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出
 - イ 前年度に支払った工賃総額を算出
 - ウ 工賃総額(イ)÷工賃支払対象者の総数(ア)により1人当たり平均工賃月額を算出
- ※ただし、障害基礎年金1級受給者が半数以上いる場合は、算出した平均工賃月額に2千円を加えた額を報酬算定時の平均工賃月額とする。

【見直し後】

【新算定式】

$$\text{年間工賃支払総額} \div (\text{年間延べ利用者数} \div \text{年間開所日数}) \div 12 \text{ 月}$$

※ 上記算定式の導入に伴い、現行算定方式における除外要件は廃止

31

例えば・・・

年間総工賃支給額が 8,000,000円
年間延べ利用者数が 4,200人 (4/1 15人+4/2 17人...を足していく)
年間開所日数 300日

であれば

$$8,000,000 \div (4,200 \div 300) \div 12 = \underline{47,619\text{円}} \leftarrow \text{平均工賃月額}$$

※重度者支援体制加算（I）を算定している場合は、上記の平均工賃月額に2,000円を加えた額を

就労継続支援B型サービス費を算定する際の平均工賃月額とすることができます。 49,619円

この算定方式の導入によって、現行算定方式における除外要件（月の途中で利用開始・終了、入退院したものや1カ月以上のケガや流行性疾患により連続1週間以上利用できなくなったもの、複数の日中活動に係る障害福祉サービス利用しているもの、人工透析など毎年かつ毎週1回以上引き続き通院する必要があるもの）は廃止されます。

平均工賃月額の算定方法の見直し（B型）

【開所日数について】

工賃の支払いが生じる生産活動の実施日 = ○開所日数とする

レクリエーションや行事等生産活動を目的としていない日 = ×開所日として数えない。

※ただし、地域のバザー等の行事で利用者が作成した生産品等を販売した場合に関しては、開所日として算定して差し支えない。

【「前年度における開所日1日あたりの平均利用者数」の小数点の取扱】

「前年度における開所日1日当たりの平均利用者数」前年度の延べ利用者数 ÷ 前年度の年間開所日数

(誤)小数点第1位までを算出する。小数点第2位以降もある場合は小数点第2位を四捨五入する。

(正)小数点第1位までを算出する。小数点第2位以降もある場合は小数点第2位以下を切り上げる。

例：14.679人の場合 ⇒ 14.7人

【平均工賃月額の小数点】

円未満を四捨五入する。

例：47619.04円の場合 ⇒ 47619円

26666.66円の場合 ⇒ 26667円

目標工賃達成指導員配置加算（B型）

目標工賃達成指導員を常勤換算方法で1人以上配置し、手厚い人員体制（職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で**6:1以上**（就労継続支援B型サービス費（I）・（IV）の人員配置）、かつ当該目標工賃達成指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で**5:1以上**）をもって、目標工賃の達成に向けた取り組みを行う場合に加算する。

利用定員	報酬単価
20人以下	45単位
21人以上40人以下	40単位
41人以上60人以下	38単位
61人以上80人以下	37単位
81人以上	36単位

【変更点】

- 職業指導員＋生活支援員の総数（常勤換算）
（旧）7.5：1以上 → （新）6：1以上
- 目標工賃達成指導員＋職業指導員＋生活支援員の総数（常勤換算）
（旧）6：1以上 → （新）5：1以上

※目標工賃達成指導員は、工賃目標の達成に向けて、各都道府県において作成される工賃向上計画に基づき、自らも工賃向上計画を作成し、当該計画に掲げた工賃目標の達成に向けて積極的に取り組むための指導員をいい、例えば、生産活動収入の向上を目指し、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に基づく積極的な物品や役務等の受注促進、地域と連携した農福連携等の取組を通じた新たな生産活動領域の開拓、ICT機器等の導入による利用者の生産能力向上等を図るものをいう。

基本の人員配置基準が変更となるため、現在この加算を算定している事業所、及び新たに算定する事業所は**全て**届出が必要です。算定ができなくなった場合も必ず終了の届出を出してください。

目標工賃達成加算【新設】（B型）

○目標工賃達成加算【新設】（「平均工賃月額」に応じた報酬体系） 10単位/日

目標工賃達成指導員配置加算の対象となる就労継続支援B型サービス費(I)・(IV)を算定する指定就労継続支援B型において、各都道府県において作成される工賃向上計画に基づき、自らも工賃向上計画を作成するとともに、当該計画に掲げた工賃目標を達成した場合に加算する。

目標工賃達成加算は、前々年度における指定就労継続支援B型事業所等における平均工賃月額に、前々年度の指定就労継続支援B型事業所等の全国平均工賃月額と前々々年度の指定就労継続支援B型事業所等の全国平均工賃月額との差額を加えて得た額（当該額が前年度における当該指定就労継続支援B型事業所等における平均工賃月額を下回る場合には、当該前年度における当該指定就労継続支援B型事業所等における平均工賃月額）以上でなければならない。

下記は、令和6年度に当該加算の算定を検討する場合の具体例。

(例) 令和4年度の平均工賃月額が13,000円である就労継続支援B型事業所の場合

(令和4年度と令和3年度の全国平均工賃月額の差額は524円)

- ・令和5年度における工賃向上計画における工賃目標を15,000円とし、実際の平均工賃月額が15,500円だった場合→ **加算**
- ・令和5年度における工賃向上計画における工賃目標を13,100円とし、実際の平均工賃月額が15,500円だった場合→ **工賃目標が、前々年度の全国平均工賃月額と前々々年度の全国平均工賃月額との差額（524円）以上となっていないことから加算対象外**
- ・令和5年度における工賃向上計画における工賃目標を15,000円とし、実際の平均工賃月額が14,000円だった場合→ **工賃目標未達成であることから加算対象外**

目標工賃達成加算に関する届出書

事業所名	就労継続支援B型 工賃
異動区分	<input checked="" type="radio"/> ① 新規 <input type="radio"/> 2 変更 <input type="radio"/> 3 終了

平均工賃 月額等	① 前々年度（令和4年度）における事業所の平均工賃月額（実績）	13,000 円
	② 前年度（令和5年度）において事業所が作成した工賃向上計画における目標工賃額（平均工賃月額）	15,000 円
	③ 前年度（令和5年度）における事業所の平均工賃月額（実績）	15,500 円
	④ 前々年度（令和4年度）における全国平均工賃月額	17,031 円
	⑤ 前々々年度（令和3年度）における全国平均工賃月額	16,507 円
	⑥ ①+（④-⑤） ※④-⑤が0未満の場合は、0として算定すること。	13,524 円（13,000+（17,031-16,507））
要件1、2が該当となることが、算定の要件です。		
算定要件	<要件確認1> ②の額が⑥の額以上となっていること。（②≥⑥）	（ <input checked="" type="radio"/> 該当 · 非該当 ）
	<要件確認2> ③の額が②の額以上となっていること。（③≥②）	（ <input checked="" type="radio"/> 該当 · 非該当 ）

※目標工賃額の確認ができる事業所工賃向上計画を添付すること。

目標工賃達成加算【新設】（B型）

目標工賃達成加算については、「前年度において事業所が作成した工賃向上計画における目標工賃額（平均工賃月額）」を用いることとなっているが、これは事業所において3か年ごとに作成する工賃向上計画において定めた目標工賃額を指すのか。

（答）

お見込みのとおり。

なお、目標工賃達成加算については、前年度において事業所が作成した工賃向上計画における目標工賃額が、前々年度における当該事業所の平均工賃月額に、前々年度の指定就労継続支援B型事業所等の全国平均工賃月額と前々々年度の指定就労継続支援B型事業所等の全国平均工賃月額との差額を加えて得た額以上であることが要件となる。

そのため、目標工賃達成加算の要件を満たすために、工賃向上計画を修正する必要がある場合は、計画期間の途中であっても修正して差し支えない。

短時間利用減算【新設】（B型）

○短時間利用減算【新設】（「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系）
所定の単位数の70/100算定

利用時間が4時間未満の利用者等の割合が、事業所の利用者全体の100分の50以上に該当する場合の減算については、以下のとおり取り扱うこととする。

- ア ここでいう「利用時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれないものであること。
- イ 送迎に長時間を要する利用者については、利用時間が4時間未満の利用者の割合の算定から除く。
なお、利用時間が4時間未満であっても、個別支援計画で一般就労等に向けた利用時間延長のための支援が位置付けられ、実際に支援を実施した利用者又はやむを得ない理由がある利用者を除く。

④就労定着支援

就労定着支援の充実

基本報酬の設定等

- **実施主体の追加**
 - ・ 障害者就業・生活支援センター事業を行う者を追加する。
- **就労移行支援事業所等との一体的な実施**
 - ・ 本体施設のサービス提供に支障がない場合、就労移行支援事業所の職業指導員等の直接処遇職員が就労定着支援に従事した勤務時間を、就労定着支援員の常勤換算上の勤務時間に含める。
- **就労定着率のみを用いた報酬体系**
 - ・ 利用者数と就労定着率に応じた報酬体系ではなく、就労定着率のみに応じた報酬体系とする。



【現行】

利用者数
20人以下
21人以上40人以下
41人以上



就労定着率
9割5分以上
9割以上9割5分未満
8割以上9割未満
7割以上8割未満
5割以上7割未満
3割以上5割未満
3割未満



【見直し後】 ※利用者数は加味せず

就労定着率
9割5分以上
9割以上9割5分未満
8割以上9割未満
7割以上8割未満
5割以上7割未満
3割以上5割未満
3割未満

【支援体制構築未実施減算】 【新設】
所定単位数の90%算定

就労定着支援終了にあたり、企業による職場でのサポート体制や職場定着に向けた生活面の安定のための支援が実施されるよう、適切な引き継ぎのための体制を構築していない場合について、減算する。

定着支援連携促進加算の見直し

- 地域の就労支援機関等と連携して行うケース会議の実施を促進する観点から、会議前後にサービス管理責任者と情報を共有することを条件に、サービス管理責任者以外の者が出席する場合でも加算の対象とする。
- この加算は地域の就労支援機関等と連携することにより、地域のノウハウを活用し支援効果を高めていく取組であることから、名称を「地域連携会議実施加算」に変更する。

【現行】

【定着支援連携促進加算】 579単位/回
(1月につき1回かつ1年につき4回を限度)

・ 算定に当たっては、サービス管理責任者の会議参加が必須。



【見直し後】

【地域連携会議実施加算】 (I) 579単位/回

・ 算定に当たっては、サービス管理責任者の会議参加が必須。

【地域連携会議実施加算】 (II) 405単位/回

・ 利用者の状況を把握し、支援計画に沿った支援を行う就労定着支援員が会議に参加し、会議の前後にサービス管理責任者に情報を共有した場合に算定。

※算定は(I)(II)合わせて1月につき1回かつ1年につき4回を限度とする。

支援体制構築未実施減算【新設】（定着）

○支援体制構築未実施減算【新設】 所定の単位数の90/100算定

就労定着支援の終了後も引き続き一定期間の支援が必要と見込まれる利用者の状況等（以下「要支援者情報」という。）について、適切な引き継ぎのための以下の措置を講じていない場合に、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

- ・ 要支援者の雇用先企業及び就労支援等の関係機関への要支援者情報の共有に係る指針の策定・責任者の選任
- ・ 要支援者の雇用先企業及び就労支援等の関係機関への要支援者情報の共有の状況に係る記録の作成及び保存

就労移行支援事業所等との一体的な実施（定着）

就労移行支援事業所等との一体的な運営を促進する観点から、通知を改正し、本体施設のサービス提供に支障がない場合、就労移行支援事業所の職業指導員等の直接処遇職員が就労定着支援に従事した勤務時間を、就労定着支援員の常勤換算上の勤務時間に含める。

《就労移行支援事業所等との一体的な実施》

[現行]

一体的に運営する就労移行支援事業所等の就労支援員等が就労定着支援員を兼務する場合について、就労定着支援員に係る常勤換算上の勤務時間に算入することはできない。



[見直し後]

一体的に運営する就労移行支援事業所等の就労支援員等が就労定着支援員を兼務する場合について、就労定着支援員が業務に従事した時間を、就労定着支援員に係る常勤換算上の勤務時間に算入することができる。

⑤ 就労系障害福祉サービスにおける
横断的な改定事項

就労系障害福祉サービスを一時的に利用する際の評価 (A型・B型)

一般就労中の障害者が就労継続支援を一時的に利用する際の評価について、就労継続支援A型の基本報酬を算定する際のスコア評価項目における平均労働時間の計算や、就労継続支援B型の基本報酬を算定する際の平均工賃月額
の計算から、当該障害者の労働時間と工賃を除くこととする。

休職期間中に就労系障害福祉サービス等を利用する 際の対応 (移行・A型・B型・生活介護・自立訓練)

一般就労中の障害者が休職期間中に就労系障害福祉サービスを利用する際、当該休職者を雇用する企業や医療機関等による復職支援の実施が見込めない場合等の現行の利用条件や、一般就労中の障害者が休職期間中に復職支援として生活介護や自立訓練を利用する際の条件について、改めて事務連絡で周知するとともに、支給申請の際に、当該障害者の雇用先企業や主治医の意見書等の提出を求めることとする。

就労系障害福祉サービスにおける施設外就労に関する実績報告書の提出 義務の廃止等の見直し (移行・A型・B型)

地方公共団体の事務負担軽減のため、通知を改正し、報酬請求に当たっては、施設外就労に関する実績について、事業所から毎月の提出は不要とする。

ただし、事業所には、施設外就労の実績記録書類を作成・保存することを義務付けるとともに、地方公共団体は、利用者の訓練状況等の実態把握が必要な場合には当該書類を確認することとする。

施設外支援に関する事務処理の簡素化 (移行・A型・B型)

施設外支援について、通知を改正し、1ヶ月ごとに個別支援計画について見直しが行われている場合に、報酬を算定することとする。

《施設外支援の要件の見直し》

[現行]

施設外支援については、施設外支援の内容が、事前に個別支援計画に位置付けられ、1週間ごとに当該個別支援計画の内容について必要な見直しが行われているとともに、当該支援により、就労能力や工賃（賃金）の向上及び一般就労への移行が認められる場合に、報酬を算定する。

[見直し後]

施設外支援については、施設外支援の内容が、事前に個別支援計画に位置付けられ、**1ヶ月ごとに**当該個別支援計画の内容について必要な見直しが行われているとともに、当該支援により、就労能力や工賃（賃金）の向上及び一般就労への移行が認められる場合に、報酬を算定する。

基礎的研修開始に伴う対応（移行・定着）

令和7年度より独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等が実施する基礎的研修（以下「基礎的研修」という。）が開始されることに伴い、就労移行支援事業所の就労支援員及び就労定着支援事業所の就労定着支援員は基礎的研修の受講を必須とすることを通知で明記する。ただし、令和9年度までは経過措置として、基礎的研修を受講していない場合でも指定基準を満たすものとして取り扱う。

《就労支援員及び就労定着支援員の人員に関する見直し》

● 就労支援員の人員基準

[現行] 就労支援員について、職場実習のあっせん、求職活動の支援及び就職後の職場定着のための支援等、障害者に関する就労支援の経験を有した者が行うことが望ましいこと。

↓

[見直し後] 就労支援員については、**基礎的研修を受講したものでなければならない**。また、職場実習のあっせん、求職活動の支援及び就職後の職場定着のための支援等、障害者に関する就労支援の経験を有した者が行うことが望ましいこと。

※ 令和9年度までは経過措置として、基礎的研修を受講していない場合でも、指定基準を満たすものとして取り扱うとともに、基礎的研修を受講した場合に就労支援関係研修修了加算を算定できることとする。

● 就労定着支援員の人員基準

[現行] 就労定着支援員について、資格要件はないが、職場実習のあっせん、求職活動の支援及び就職後の職場定着のための支援等、障害者に関する就労支援の経験を有した者が行うことが望ましいこと。

↓

[見直し後] 就労定着支援員については、**基礎的研修を受講したものでなければならない**。また、資格要件はないが、職場実習のあっせん、求職活動の支援及び就職後の職場定着のための支援等、障害者に関する就労支援の経験を有した者が行うことが望ましいこと。

※ 令和9年度までは経過措置として、基礎的研修を受講していない場合でも指定基準を満たすものとして取り扱う。